

## 平成28年度第3回岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会議事録

日 時：平成29年2月3日（金）9:55～11:35

場 所：岡崎市役所福祉会館 3階視聴覚室

出席委員：12名

石川春次（委員長）、杉浦美智江（副委員長）、武田正道、大久保信子、平松文子、牧野聡子、福島有里子、大菅年美、後藤典子、内田美香、安藤直哉、荻野考史

欠席委員：0名

事務局等：6名（こども育成課5名、学校指導課1人）

傍聴者：0名

1 委員長あいさつ

2 議題

(1) 学区こどもの家の利用について

(2) 額田地域における放課後子ども教室の実施について

## 議題1 学区こどもの家の利用について

委員長 : 本日の議題1の学区こどもの家の利用について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 議題1の学区こどもの家の利用について御説明いたします。

(学区こどもの家の利用について説明)

委員長 : ありがとうございます。今まで説明を受けた中で御質問がありましたらお願いします。

委員 : かばん下校を承認するシステムの改善は概ねいいと思います。私の学校のかばん下校の申請書は、保護者が家にいなくて、祖父や祖母が少し離れたところにいるという場合も同じような対応をしています。また、かばん下校の対象児童を絞るというのは分かり易くていいと思いますが、逆に言えば今までのサービスが減退し、今までこどもの家の運営委員会が認めていた学区の特性が無くなるということもあります。地域の特性を生かして、例えば学区が広くて遊びに行く場所が無い、一回散らばってしまうと遊ぶ相手がいないというものがありますので、かばん下校自体は臨機応変な取り組みであるといいと思います。かばん下校や児童育成センターの利用に関係することで、急に学級閉鎖等になると、給食を食べさせた後で帰す場合があります。そういうときは自宅に帰すようにしていますが、どうしても（保護者が）帰れないのでかばん下校や児童育成センターで受け入れて欲しいという場合があります。学校としては、認めていませんが、中には（かばん下校や児童育成センターが）対応しているケースもあります。学校と対応が違うということで、不信感を持つ保護者もいます。この辺りは、全ての小学校で揃えるということができていません。

委員長 : ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員 : 第1回、第2回の会議を反映して基本的にはこの変更の方向でいいと思います。もっとはっきりさせるには、かばん下校という名称だと今までのイメージがついているので、学校が受けるのは下校先の変更届とした方が良いでしょう。今でも留守家庭の下校先として、祖父の家に行くというのもあるわけですので、それと同じように学校は下校先の変更を認めるという形です。いろいろある下校先の中にこどもの家や児童育成センターがあるようなイメージです。これはどこに届ければいいのですか。

事務局 : 今回お示しした例では、こどもの家に留守であるということ登録し

ていただき、学校には下校先の変更を認めてもらうということです。

委員：こどもの家は児童を管理しているわけではないですね。

事務局：お預かりをするわけではありませんが、保護者のお迎えがありますのでしっかりと引き渡しができるようにしています。

委員：こどもの家に帰る場合に学校が困っていることがあります。普段は月曜日と水曜日、金曜日を利用している児童が、今週は水曜日を使わないとか、火曜日も使いたいとなります。(保護者が)アルバイトの人達なので、1か月の定型にして、基本的に変更がないようにしないとこどもの家も困ると思います。アルバイトはシフトを組むので、変更がある場合は1週間前に出してもらえます。また、月曜日と水曜日、金曜日のうち、この日は家に帰るという場合は、変更するのではなく、家にいる保護者がこどもの家に迎えに行けばよいと思います。特別な事情があれば変更するくらいにしないと、学校もこどもの家も大変なことになります。

委員：私の学区は育成センターが2つあるので、定員は多いと思います。家で世話をできない場合は、育成センターを使ってもらおうというのが学校の方針です。ただし、近所に頼めるような親戚や知人がいない状況で、PTA役員との会合があるのでかばん下校で受け入れて欲しいという申請が少しありました。こういう場合は、事前に登録してから利用とすると、タイムラグが生じるのではないかと思います。

委員長：今2人の委員から意見が出ました。分からないことや他の考えがあれば教えていただきたいと思いますが、他の委員さんはいかがでしょう。

委員：私の学区は、一人もかばん下校を認めてもらえていない状況で、一旦家に帰った後こどもの家を利用していいという方針です。児童育成センターに入ることができればいいですが、定員が一杯であるとか、週に1回しか使わないという場合は、1回家に帰ってからこどもの家を利用してくださいとなっています。また、他の学区のお母さんから上の子どもの塾通いで家が留守になるため、下の子がかばん下校しているという話を聞いています。学区によって状況に違いがあり、いろいろな利用の仕方があります。一気に締められてしまうと、今うまく運用している家庭は使える場所が無くなり困ると思います。

委員：私の学区は、育成センターがあって利用者は多いです。かばん下校が許可されていますが、安易に利用されてしまっていて育成センターはまだ受入が可能という状況と聞いています。また、保護者の中には本当は週に1回でいいのに、毎日利用しているような例もあります。先ほど委員が言われたように、かばん下校という

言葉が保護者にインプットされているので、もし利用の方法を見直すのであれば、かばん下校という言葉自体を変えた方が良くと思います。

委員長：私はかつて放課後子ども教室のコーディネーターとして、試行的に小学校でやっていた時に2年関わっていました。子どもの所在が不明になることが現実に行っていました。子どもにはできるだけ自由にいろいろなところに行って遊べるようにしてやりたいですが、もしもの時の安全を考えるとある程度の枠をはめなければ管理ができないとも思います。そのあたりは考え方で変わってくるころだとも思いますので、今日はいろいろな立場で考えを出していただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。

委員：市が考えているのは、保護者が共働きだったり病気だったりする児童を助けたいというのが主眼にあると思います。家に（保護者が）いるけども面倒を見てもらいたいというのは、やはり保護者に見てもらおうようにしないと、こどもの家が大変なことになり、留守家庭児童を把握できない今の状況と変わらないと思います。先ほど意見のあったPTAの役員の場合どうするかというのは、子どもが（保護者の）近くにいてもいいというように学校で解決してもいいのではないかと思います。

委員：先ほどはPTAという例を出しましたが、不定期のアルバイトというものもあります。飛び込みで入ってくるような場合の窓口が空いていればいいと思います。

委員：就労証明書等の書類は学校ではなく一括してこどもの家に出して管理するということですか。

事務局：今回の例ではこどもの家と学校の両方に書類を出していただくことを想定しています。

委員：かばん下校をしていいという許可は誰がするのですか。

事務局：下校先の変更は学校で判断していただき、留守家庭児童であるかについてはこどもの家で判断します。

委員：学校の先生はただでさえ忙しいと思いますので、就労証明書のチェックでこれ以上負担が増えなければいいと思います。学校の先生には子どものことを考える時間を取ってほしいです。就労証明書のチェックがとても細かくて、私が（児童育成センターを）申し込むときには3回くらいやり直しがありました。このような作業は学校の先生の仕事ではないと思います。

委員長：このようなことが1つの課題として分かりました。実施に向けてどうすれば良いか考えていってもらいたいと思います。

委員：6ページの対象者の要件に特別な事情により緊急避難的に施設を利用する必要があるというのを入れたらいかがでしょうか。こうすれば、日ごろは申し込んでいないけれども、身内の不幸等でどうしても使いたいという場合に学校に出してもらえば使ってもらえます。

委員：学童保育所で指導員をしています。一番心配な1年生はまず曜日の感覚がありません。20年近くやっていますが、初めの頃は家帰りなのか学童帰りなのかを厳しく管理していなくて、保護者から今日は家帰りをお願いしますと言われてたら、学校にも連絡してくださいと言うくらいでした。ただ、子どもはどちらに帰るか分からなくなってしまい、家に帰る予定が学童に帰るということがありました。どこで行き違いがあったかという、連絡帳に書いたものを子どもが担任の先生に出し忘れる、たまたま保護者が（連絡帳に）書き忘れる、担任の先生が確認を漏らしてしまうということがありました。こういうことがあったので、私のクラブでは、保護者がお休みの日でも学童に帰らせるようにしました。保護者の気持ちとしては、休みの日は家で迎えたいと思うかもしれませんが、やはりトラブルを避けるためにこのようにしています。どうしてもという場合は、学校まで迎えに行ってくださいと言っています。安全という点を考えて、このような対策をしています。2年生以上になると大体分かってきますので、ほとんど間違いなく家帰りと学童帰りの区別ができます。こどもの家をどういう形で利用するか、ここ数年でいろいろな事情での留守家庭が増えていると思います。1時間だけであれば、昔は近所で待っているうちに保護者が帰ってくるというのもありました。申請をしたら、確実に学校からこどもの家に移動できるのかと考えると心配に思います。

委員：かばん下校を認めてしまうと、児童育成センターを利用する人が減ってしまうのではないかと思います。安全のためには、学校とこどもの家の両方に届けを出して管理されている必要があると思います。

委員長：児童育成センターの利用状況はどのようになっていますか。

事務局：毎年利用希望は増えておりまして、整備を進めているところですが、待機児童がいる状況にあります。これは岡崎市だけの現象ではなく、全国的に放課後児童クラブの利用は増えています。

委員：こどもの家に定員はありますか。

事務局 : こどもの家に定員はありません。放課後児童クラブは面積基準がありますので、それに沿って整備をしています。こどもの家は本来自由に遊ぶところですので、そのような基準はありません。学区によっては、子どもに宿題をやってから家に帰って来て欲しいという理由でこどもの家を利用している例があります。

委員長 : 保護者からは本当にいろいろな要望があつて、こどもの家の指導員に子どもの勉強を見てくれというのが意外に多くあります。

委員 : 私は保育園で働いていますが、早朝や延長保育の子どもが増えていきます。そうすると、この子どもたちがそのままこどもの家に移行していきます。以前、ある学区のこどもの家を見せてもらいましたが、芋洗い状態ではないですが、どうやって過ごすのだらうと思うくらいたくさんの子供がいました。かばん下校が増えていくと、他の学区もあの状態になるのではないかと想像しています。先ほど委員が言われたように、子どもには曜日の感覚が無いのでまずは毎日同じ状態にして、保護者が休みの日には学校に迎えに行ってもらうようにした方が、連絡が少なく済むので良いと思います。定員オーバーになってしまうのであれば、今後は少子化になっていく可能性もあるので、新しく施設を作るのではなく、市民ホームを使うとか、名古屋市のように学校を使って一時待機場所にしたらどうかと考えています。また、保護者のニーズが高まっているのを肌で感じていて、お金を払っているから当たり前という感覚で、保護者の仕事が休みなのに子どもを保育園に預けている状況も見えています。子どもの健全な育成のためには、家庭の時間を増やして欲しいという思いもあります。

委員 : 事務局としては、ある程度ルール化させていただいて、事前登録のように一定の条件の中で児童の行き先を確実にしたいと考えています。冠婚葬祭等で保護者がいない場合は事前に分かっていないものですから、登録ではなく、学校にお申し出いただいて、現場で話し合つて対応をしていきたいと考えています。原則は、事前に月曜日と水曜日、金曜日というようにお教えいただき、管理させていただきたいと思います。それから、委員が言われました市民ホームの活用については、旧さわやか交流館を併設している学区、直近では矢作南学区市民ホームの図書室をお借りして育成センターを設置している事例があります。学区によって異なりますが、市民ホームについては活発に御利用いただいていますので、毎日空いているというのはなかなか難しいところです。せっかくの御提案ですが、市民ホームについては使えるところは既に使っているという状況です。全市的にいろいろと考えていまして、公共施設の中で活用できそうなところについては、担当課と調整しながら、地元の方にも理解を得て進めています。学校につきましては、教育長を始め御理解をいただいているところですが、特別支援の関係等で教室もなかなか難しい状況があります。その中で、広幡と大樹寺について小学校の教室をお借りしています。一定のルールの下で現状を確認しながら、学校の有効活用を始めている状況です。全ての学校でということだと、

それぞれの事情がありますので、今後も教育委員会と学校、こども部で連携をとりながら取り組んでまいります。また、先ほど委員が仰っていたように少子化ということもありますので、新たに土地を取得してということではなく、既存の公共施設等を活用してという方針の下で進めていきます。

委員：現状でかばん下校の利用者が少ない学区は、かばん下校の基準をはっきりさせることで使いやすくなるのではないかと思います。私は子どもが帰ってくる時間に自分が見てあげられないとき、どうすればよいかと思っていました。先ほど提案のあった特別な事情というのを認めていただければ使いやすくなると思います。また、上の兄弟が塾でというような利用の仕方は、基準をはっきりさせることで使いにくくなると思います。かばん下校をして遊ばせたいというのは、さらに次のステップかなと思います。まずは、就労やひとり親の方でセンターに入れたい方のために整えていくべきだと思います。

委員：私の子どもは今小学校2年生ですが、1年生の時から家が留守になるときにこどもの家を使っています。委員になってかばん下校の存在を知って、子どもに聞いてみると、かばん下校を利用したくないと言いました。長い時間でも一人で留守番の方がいいようです。こどもの家は規則がいろいろあって、遊んでいてもすぐ怒られる、裸足で外に出ると怒られるというのがあるようで、しばらくはこどもの家を利用していましたが行かなくなり、それからは家で留守番をしています。資料で気になったのが、3ページの放課後児童クラブのところですが、こどもの家や公園で遊ぶことがあるとありますが、民間の学童ではなく児童育成センターに行っている子は公園に行けません。そういうこともあって、センターに行きたくないという声も聞きます。もう少し、地域の中で子どもが無条件で集えるような場所が空き家を利用したりして点々とあると、より放課後が豊かになると思います。以前友達に誘われて小豆坂の秋祭りに行ったら、プレハブのようなところに小さい子どもからおじいさんまで様々な人がいて、いろいろな過ごし方をしているのを見ていいなと思いました。

委員長：私の家の近くに八尻公園というのがあります。子どものがたくさん遊びに来ます。ここにプレハブを市で作ってもらって、おじいさんやおばあさんがストープを囲んで、夏は扇風機で、そうするとおじいさんやおばあさんの居場所になるし、そこにいるということで子どもが安心して遊べます。こういうのがあったらいいなと思います。

委員：先ほど保護者が緊急でどうしても留守になるという話がありましたが、学校に相談していただければかなり対応します。事前に分かっているものはこどもの家に登録して受け入れるということだと思います。

委員長：議題1についてはここまでにしたいと思います。続いて議題2の額田地域における放課後子ども教室の実施について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：議題2の額田地域における放課後子ども教室の実施について御説明いたします。

(額田地域における放課後子ども教室の実施について説明)

委員長：ただいまの説明について意見、質問がありましたらお願いいたします。

委員：既に小学校では部活動をやっています。これは小学校4年生から6年生までの放課後子ども教室に匹敵します。17時、18時まで面倒を見て集団で帰すということでもさしく学校が自主的にやっている放課後子ども教室だと思います。教室の開放について、額田地区は宮崎学区以外で部活動が無いということを考えれば、有り得ることだと思います。ただ、教育委員会や学校に大きなハードルがあって、あそこは学校の教室で放課後子ども教室をやっていると、こどもの家を使う必要が無くなります。こうなると、他の学区でも学校の教室でやって欲しいとなる可能性があります。ここに踏み出すというのは、行政として大きな決断だと思います。

委員：額田地域については、合併協議の中で豊富学区だけこどもの家を作って他の学区は作らないと決まっています。委員が言われたような他の学区にも及んでいくということはありません。平成27年度に策定したおかざきっ子育ちプランで平成31年度までに全ての学区で放課後子ども教室をやるということを出しています。公共施設でという考えの下、学校が空いている状況なので活用させていただきたいというものです。今回はあくまでも額田地区の4学区の設置場所について、学校を中心に考えさせていただきたいということをお諮りしたものです。

委員長：事情を知らない人から他の地域も学校でという声があるかもしれませんが、このような場で決めたということを書いていくしかないと思います。今決めた方法ですっとやるのではなく、2年、3年経ったら状況も変わってきますので、その時には変えていく必要があります。まずはこれでやらせてくださいということで、言い切っていくしかないと思います。

委員長：議題2については以上とさせていただきます。持ち帰って考えていただいて、何かお気づきのことがありましたら事務局に御連絡ください。私と事務局で調整して、次回の案に反映していきます。それでは事務局にお返しします。

事務局：委員長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、活発



な御意見、速やかな議事進行に御協力をありがとうございました、次回の会議は6月下旬を予定しております。決まり次第御案内を差し上げますので、よろしく願いいたします。最後になりましたが、事務局を代表しまして、こども部長から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

部 長 : (あいさつ 略)

事務局 : 以上をもちまして平成28年度第3回岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会を修了させていただきます。本日はありがとうございました。